

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正案	令和3年度墨田区議会定例会 6月議会議案第3号による改正後
<p>（その他の議決事件） 第4条 法第96条第2項の規定により議会の議決に付すべき事件は、次に掲げるものとする。 〔略〕 借地借家法（平成3年法律第90号）第22条第1項に規定する定期借地権又は同法第23条第1項に規定する事業用定期借地権の設定で、その敷地面積が1件5,000平方メートル以上のもの</p>	<p>〔同左〕 第4条 〔同左〕 〔略〕 借地借家法（平成3年法律第90号）第22条に規定する定期借地権又は同法第23条第1項に規定する事業用定期借地権の設定で、その敷地面積が1件5,000平方メートル以上のもの</p>

付 則

この条例は、墨田区規則で定める日から施行する。

借地借家法の一部改正（抄）

改正後	改正前
<p>（定期借地権） 第22条 〔略〕 <u>2 前項前段の特約がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第38条第2項及び第39条第3項において同じ。）によってされたときは、その特約は、書面によってなされたものとみなして、前項後段の規定を適用する。</u></p>	<p>〔同左〕 第22条 〔略〕 〔新設〕</p>

【施行期日】公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

令和3年6月7日提出 令和3年度墨田区議会定例会6月議会 議案第3号

改 正 案	現 行
<p><u>(その他の議決事件)</u> <u>第4条 法第96条第2項の規定により議会の議決に付すべき事件は、次に掲げるものとする。</u> <u>一 株式の売払いで、その予定価格が2,000万円以上のもの</u> <u>二 借地借家法(平成3年法律第90号)第22条に規定する定期借地権又は同法第23条第1項に規定する事業用定期借地権の設定で、その敷地面積が1件5,000平方メートル以上のもの</u></p>	<p><u>(その他の議決事件)</u> <u>第4条 株式の売払いでその予定価格が2,000万円以上のものは、法第96条第2項の規定により議会の議決に付すべき事件とする。</u></p>

【施行期日】公布の日から施行する。